

富士山エコレンジャー・富士山エコサポーター登録要項

ふじさんネットワーク
平成 22 年 6 月 3 日制定

第 1 章 新規登録

(富士山エコサポーター登録要件)

新たに富士山エコサポーター（以下「エコサポーター」という。）に登録する場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 静岡県内在住、もしくは静岡県富士山周辺で地域住民のために精力的な環境保全活動等を実施しており、心身とも健康で富士山の五合目以上での活動に必要な体力を有している。
- (2) 登録する年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 18 歳以上 70 歳以下であること。ただし、70 歳を超え 73 歳以下の者にあっても、更新要件を満たしており、健康面の不安がない場合は、本人の意向を考慮の上、登録を更新できるものとする。
- (3) 66 歳以上の者の登録に際しては、富士山エコサポーターとしての活動が行える者であるか（富士山エコレンジャーのパトロール同行経験、その他同等の活動経験を有している等）を考慮した上で、登録の判断を行う。
- (4) ふじさんネットワーク正会員団体からの推薦がある。

(富士山エコレンジャー登録要件)

新たに富士山エコレンジャー（以下「エコレンジャー」という。）に登録する場合は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) エコサポーターに登録していること。
- (2) 登録する年度の 4 月 1 日現在の満年齢が 19 歳以上 70 歳以下であること。ただし、70 歳を超えても更新要件を満たしている場合は、本人の意向を考慮の上、登録を更新できるものとする。
- (3) 第 3 章に定める講習のうち、10 単位（基礎講座 5 単位、実技講座 5 単位）を取得していること。ただし講習と同等の内容と認められるものについては単位取得の対象とする。
- (4) 「富士山の環境保全について」をテーマに、自身の考えや想いをレポートとしてまとめ、提出していること。（字数 1,000 字以内、様式自由）
- (5) エコレンジャーの承認を受けること。

(登録期間)

原則として登録された日から 3 年間とするが、事務手続きの適切な運用を図るため、必要に応じて登録期間を変更することができるものとする。エコサポーターの登録期間については、満年齢が 74 歳となる年度の 3 月 31 日までとする。

なお、エコサポーターについては、前項に定める要件を満たした翌年度の総会から、エコレンジャーとして登録され、エコサポーターの登録を解除するものとする。

第 2 章 登録の更新

(要件)

登録を更新する場合は、登録期間内において、次の各号のいずれかに該当する調査・行事・講習・活動等への参加（指導者又は講師として参加した場合も含む）が、エコサポーターにおいては年間 1 回以上、エコレンジャーにおいては年間 5 回以上あり、活動報告書が提出されていること。

- (1) 『富士山エコレンジャー等設置要綱』第2条に定める活動に合致するもの。
- (2) 国、県、市町等が行う富士山の環境保全に関するもののうちエコレンジャーが主体的に関わっているもの。
- (3) ふじさんネットワーク及びエコレンジャーが開催するもののうちエコレンジャーが主体的に関わっているもの。

(特別措置)

次の各号のいずれかに該当し、かつ『富士山エコレンジャー等設置要綱』第9条に定める幹事会（以下「幹事会」という。）が認めた場合は、前項の要件を満たさない場合であっても、登録を継続することができるものとする。なお、その場合にあつては、事前に幹事会に報告すること。

- (1) 親族等の看護及び介護等により、一時的に活動が制限される者
- (2) 会社の人事異動や所属団体の変更等により、富士山周辺での活動が一時的に困難となる者
- (3) その他、幹事会がやむを得ないと認める者

第3章 講習

(内容)

講習は基礎講座と実技講座で構成され、科目及び単位数は次のとおりとし、2カ年に分割して開催するものとする。なお、下線部は必須科目とする。

(1) 基礎講座

[科目名]	[単位]	[内 容]
①自然関係①	1	地形、地質、噴火、湧水、地下水
②自然関係②	1	植物（木本、草本、森林、生態系）
③自然関係③	1	動物（哺乳類、野鳥、昆虫）
④自然関係④	1	気象（雨、雪、気温、気圧、湿度他）
⑤自然環境	1	現状、負荷、温暖化、予測、対応
⑥歴史関係	1	登山信仰、浅間大社、生活、文化、産業、芸術
<u>⑦環境省施策</u>	<u>1</u>	自然公園法、自然保護官業務、他
<u>⑧林野庁施策</u>	<u>1</u>	森林法、森林管理署業務、他
<u>⑨静岡県施策</u>	<u>1</u>	ごみ、し尿、世界遺産、静岡県業務、他
<u>⑩活動基本</u>	<u>1</u>	富士山憲章、対話、知識、体力、他

全10単位

(2) 実技講座

[科目名]	[単位]	[内 容]
<u>①登山実践</u>	<u>1</u>	安全登山、注意箇所、他
<u>②危機管理</u>	<u>1</u>	気象、けが、病気、事故、他
<u>③救命救急</u>	<u>1</u>	応急措置、心肺蘇生法、搬送法
<u>④現地実践</u>	<u>1</u>	動植物観察、対話、ごみ
<u>⑤討論発表</u>	<u>1</u>	グループ討議、ロールプレイ、発表

全5単位

(単位の有効期間)

取得した単位の有効期間は、取得した年度から3年後の年度末までとする。ただし、講習が開催されなかった年度は有効期間の算定から除く。

第4章 登録の解除

(要件)

次の各号のいずれかに該当する場合は、エコサポーター及びエコレンジャーの登録を解除する。なお、エコレンジャーとして更新が不可能であっても、本人の希望があり、幹事会が適当と判断した場合はエコサポーターとして活動を継続できるものとする。

- (1) 本人が死亡、または本人から登録解除の申し出があった場合。
- (2) 登録期間中の活動実績及び報告がなく、今後も活動が見込めないと幹事会が判断した場合。
- (3) エコサポーター及びエコレンジャーとしての資質や活動内容等に問題があり、登録にふさわしくないと幹事会が判断した場合。

第5章 その他

(定めのない事項の処理)

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、幹事会で協議の上、決定するものとする。

附 則

平成22年6月 3日制定
平成23年7月 2日改定
平成25年6月15日改定
平成29年2月23日改定
平成30年5月25日改定
令和元年5月24日改定
令和2年6月1日改正
令和6年2月13日改正

<参考様式>

富士山エコレンジャー等活動報告書

活動者 所属 _____

氏名 _____

年月日等	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
天候等	晴れ 曇り 雨 °C		
場 所			
活動区分	<input type="checkbox"/>	① 来訪者に対するマナー啓発及び自然解説等の情報提供	
	<input type="checkbox"/>	② 動植物の保護とその情報収集	
	<input type="checkbox"/>	③ 富士山憲章の周知及び定着並びに富士山の豊かな自然環境の保全及び継承を図るために必要な活動	
記 録	※状況写真は別添のとおり		
所 見			